

市立長浜病院内における弁当等販売に係る仕様書

1 販売内容について

(1) 販売物

弁当、おにぎり、惣菜、デザートその他これらに類する、購入後に調理等を要しない食品（食事の主食、副食になり得るもの）

ただし、下記(2)①の場所で販売する場合は、その場での調理も要しない食品に限る。

(2) 販売場所

長浜市大戌亥町 3 1 3 番地 市立長浜病院敷地内において当院が指定する次の場所

① 病院本館 1 階 旧レストラン内の一部（入り口付近の指定する 4 m²）

② 病院敷地内 診療支援棟北側駐車場の一部（指定する区画 2 0 ～ 4 0 m²）

位置詳細は別紙地図のとおり

(3) 販売（許可）期間

許可のあった日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 販売日時

①販売日 毎週木曜日

平日に限る。なお、当院の都合等で月により変更する場合がある。

上記のうち、「市立長浜病院内における弁当等販売事業者募集要項」に定める方法により決定した日

②販売時間 午前 1 0 時から午後 2 時まで

上記時間内に搬入等準備及び片付け等に要する時間を含む。

販売開始は午前 1 1 時以降とすること。

(5) 使用料等（令和 7 年度）

① 上記(2)①を使用する場合： 9 0 円（1 営業日（4 時間））当たり

② 上記(2)②を使用する場合： 9 6 円（2 0 m²・1 営業日（4 時間））当たり

1 9 2 円（4 0 m²・1 営業日（4 時間））当たり

ただし、使用料は長浜市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に関する規程に基づき算定するため、年度によって変更となる場合がある。

(6) 販売数の目安

1 営業日当たり 5 0 ～ 6 0 食

※目安であり日によって変動する。また、売り上げを保証するものではない。

2 販売上の条件について

- (1) 申請により許可を受けた食品以外のものの販売その他本事業と関係のない行為は一切認めない。
- (2) 上記 1 (2)①の販売場所には当院が長机を配置するので、使用前後の清掃及び消毒は販売事業者で行うこと。また、清掃用具等は販売事業者で準備すること。
- (3) 販売物の搬入及び搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げとならないよう配慮すること。
- (4) 車両は病院南側の委託業者駐車場を利用すること。(ただし販売物の搬出入時の一時停車を除く。)
- (5) 上記 1 (5)の使用料は毎月末締めで計算することとし、当院の指定する方法により当院が指定する期限までに納付すること。
- (6) 販売事業者の都合により販売内容を変更し、休止又は終了する場合は、1 か月前までに担当課に連絡すること。
なお、湖北地域における今後の病院再編の進捗によっては、販売期間内であっても本件弁当等販売事業を終了することがある。その他、当院の都合により本件事業を終了する場合は、1 か月前までに販売事業者連絡する。(当院都合による事業の終了に関し販売事業者が受けることとなった損害等については、当院は補償しない。)
- (7) この仕様書に定める事項のほか、「市立長浜病院内における弁当等販売事業者募集要項」に定める条件及び留意事項を遵守すること。